

○障害者雇用促進企業等からの物品等の調達に関する要綱

(平成 15 年 4 月 7 日告示第 386 号)

改正 平成 16 年 4 月 16 日告示第 411 号 平成 18 年 12 月 1 日告示第 1206 号

平成 19 年 4 月 4 日告示第 337 号 平成 26 年 4 月 1 日告示第 309 号

平成 31 年 3 月 15 日告示第 221 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、県が行う物品及び役務(建設工事並びに測量、調査、試験、設計等の建設工事に係る委託及び道路等の公共土木施設の維持管理に係る委託を除く。以下同じ。)以下単に「物品等」という。)の調達において、障害者の雇用の促進及びその職業の安定並びに福祉的就労の促進を図ることを目的とし、促進企業、支援企業及び障害者支援施設等から物品等の調達を行う場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和 35 年法律第 123 号。次号において「法」という。)第 2 条第 2 号から第 6 号までに規定する身体障害者、重度身体障害者、知的障害者、重度知的障害者及び精神障害者をいう。
- (2) 促進企業 中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 1 項各号に規定するもので、当該事業を県内で営んでいるもののうち、次の全てに該当するものをいう。
  - ア 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。)による競争入札の参加資格を有していること。
  - イ 法第 43 条の規定の例により算定した県内の本店、支店等で常時雇用する労働者の数に対するその雇用する障害者である労働者の数の割合が障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和 35 年法律第 123 号)第 43 条第 2 項に規定する障害者雇用率以上であること。
- (3) 支援企業 次条第 1 項第 1 号又は第 2 号の規定による登録の申請をする日において障害者支援施設等から過去 1 年間に 50 万円以上の物品等の調達を行った事業者をいう。
- (4) 障害者支援施設等 県内の次の施設をいう。
  - ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設若しくは同条第 25 項に規定する地域活動支援センター、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 2 第 1 項に規定する障害福祉サービス事業を行う施設若しくは小規模作業所又はこれらに準ずる者として知事の認定を受けた者
  - イ 熊本県障がい者優先調達推進方針に定める調達の対象となる障害者就労施設等

ウ 障害者親の会又は障害者団体等が実施主体となって、地域において障害者の就労、創作活動及び生活交流の場を提供する作業所

(5) 事業所 県内に本店をおく事業者にあつては本店、県外に本店をおく事業者にあつては県内の支店等をいう。

(登録の申請)

第3条 登録の申請方法は次のとおりとする。

(1) 促進企業として登録を受けようとする者は、障害者雇用促進企業登録申請書(別記様式第1号)により知事に申請しなければならない。

(2) 支援企業として登録を受けようとする者は、授産施設等支援企業登録申請書(別記様式第2号)により知事に申請しなければならない。

2 知事は、促進企業又は支援企業が前項各号の登録を受けようとする場合は、次のものを一つ特定させなければならない。

(1) 登録を受けようとする業種(ただし、促進企業にあつては、要綱に基づく入札参加資格申請において希望している業種のうち、一業種とする。)

(2) 第8条第2号及び第9条第1項に規定する事業所

3 申請書の提出期間は、毎年5月1日から5月31日まで(県の休日を除く。)とする。ただし、その提出期間中に、前条第2号又は第3号に該当しなかった者の提出は随時とする。(登録)

第4条 知事は、前条の申請があつた場合において、内容を審査し、第2条第2号又は第3号に該当すると認めるときは、登録者名簿(以下「名簿」という。)(別記様式第3-1、3-2号)に登録するものとする。

2 知事は、前項の規定による審査の結果を、障害者雇用促進企業等審査結果通知書(別記様式第4号)により当該申請書に通知するものとする。

3 登録の有効期間は、登録日から当該日の属する会計年度の翌年度の6月30日までとする。(名簿の公表)

第5条 知事は、名簿を作成したときは、これを公表するものとする。

(変更等の届出)

第6条 名簿に登録された者が、次のいずれかに該当するときは、登録事項変更届(別記様式第5号)により、遅滞なく知事に届け出なければならない。

(1) 所在地、名称又は代表者に変更があつたとき。

(2) 第2条第2号の規定に該当しなくなったとき。

(3) 促進企業又は支援企業が、登録されている営業を廃止したとき及び廃止した営業に換えて他の営業を登録しようとするとき。

(登録の取消し)

第7条 知事は、名簿に登録されたものが次のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すものとする。

(1) 前条第2号に該当するとき。

- (2) 前条第3号において営業を廃止したとき。
  - (3) 虚偽の申請その他不正な方法により登録を受けたことが判明したとき。
  - (4) 知事が県の契約の相手方として不適当であると認めたとき。
- 2 知事は前項の規定により、登録を取り消したときは、その旨を当該企業に通知するものとする。
  - 3 第1項第3号又は第4号の規定により登録を取り消された者は、登録を取り消された日から1年間、第3条第1項に基づく申請をすることができないものとする。  
(指名競争入札における取扱い)

第8条 知事は、指名競争入札により物品等を調達しようとするときは、促進企業を1名追加指名するものとする。ただし、役務の調達において追加指名しようとするときは、次の各号のいずれにも該当する促進企業から指名しなければならない。

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る入札参加資格審査格付要領(平成18年熊本県告示第522号)により格付けされた格付け区分が次のいずれかに該当する者
  - ア 発注しようとする業務の積算金額(消費税及び地方消費税を含む。)(以下単に「積算金額」という。)が、2,000万円以上(発注しようとする業務がリース、レンタルの場合にあっては、3,200万円以上)の場合にあっては、A。
  - イ 積算金額が250万円以上2,000万円未満(発注しようとする業務がリース、レンタルの場合にあっては、250万円以上3,200万円未満)の場合にあっては、B。
  - ウ 積算金額が250万円未満の場合にあっては、C。
- (2) 発注しようとする所属の所在地又は役務の履行場所の属する地域振興局管内(ただし、熊本市にあっては熊本市内)に事業所を有する者  
(随意契約における取扱い)

第9条 知事は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第1号及び熊本県会計規則(昭和60年規則第11号。以下「規則」という。)第93条の規定に基づき、随意契約により物品等を調達しようとする場合(ただし、規則第95条第1項各号のいずれかに該当する場合又は定例日を設けて見積り合わせを行う場合を除く。)は、促進企業又は支援企業を1名追加して見積書を徴するものとする。ただし、役務の調達において追加しようとするときは、発注しようとする所属の所在地又は役務の履行場所の属する地域振興局管内(ただし、熊本市にあっては熊本市内)に事業所を有する者から徴しなければならない。

- 2 知事は、随意契約により、障害者支援施設等が供給できる物品等を調達しようとするときは、予算の適正な執行に配慮しつつ、障害者支援施設等から調達するよう努めるものとする。
- 3 知事は、前項の規定による調達を行うため、障害者支援施設等が供給できる物品等に関する情報を収集するものとする。  
(調査)

第10条 知事は、登録申請の内容の確認のため、調査を行うものとする。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。ただし、第 8 条及び第 9 条の規定は、平成 15 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 平成 15 年度の申請においては、第 3 条第 3 項中「5 月 31 日まで」とあるのを「6 月 13 日まで」と読み替えるものとする。

附 則(平成 16 年 4 月 16 日告示第 411 号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成 18 年 12 月 1 日告示第 1206 号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成 19 年 4 月 4 日告示第 337 号)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
- 2 施行の日から障害者自立支援法附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、第 2 条第 1 項第 1 号ア中「行う施設」とあるのは、「行う施設、同法附則第 41 条第 1 項、第 48 条若しくは第 58 条第 1 項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同法附則第 35 条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 29 条に規定する身体障害者更生施設、同法第 31 条に規定する身体障害者授産施設(身体障害者福祉工場を含む。)、障害者自立支援法附則第 46 条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 50 条の 2 第 3 項に規定する精神障害者授産施設、同条第 5 項に規定する精神障害者福祉工場、障害者自立支援法附則第 52 条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 21 条の 6 に規定する知的障害者更生施設若しくは同法第 21 条の 7 に規定する知的障害者授産施設(知的障害者福祉工場を含む。)」とする。

附 則(平成 26 年 4 月 1 日告示第 309 号)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の障害者雇用促進企業等からの物品等の調達に関する要綱の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の障害者雇用促進企業等からの物品等の調達に関する要綱の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

附 則(平成 31 年 3 月 15 日告示第 221 号)

この要綱は、告示の日から施行する。